



2015年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 資 生 堂
代表者名 代表取締役 執行役員社長
魚谷 雅彦
(コード番号 4911 東証第1部)
問合せ先 IR 部長 白岩 哲明
(TEL. 03-3572-5111)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプションのための報酬等の決定について、下記のとおり、2015年6月23日開催予定の第115回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. スtock・オプションとして新株予約権を割当てる理由

当社の役員報酬制度は、社外取締役を委員長とし、委員に社外の専門家も加えた役員報酬諮問委員会で設計されており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっています。当社の役員報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業または同規模の他企業と比較のうえ、当社の業績に見合った水準を設定しています。

この基本方針にもとづき新たに設計した2015年度から2017年度までの3カ年のための役員報酬制度では、業績連動報酬は、毎年の業績（連結業績および担当事業業績）と個人考課に応じて支給される「年次賞与」と、株主の皆さまとの利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストック・オプションで構成されており、当社役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。

「長期インセンティブ型報酬」は、金銭による報酬等を支給する代わりに株式を報酬等として取締役に対して支給するため、その手段として新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とするストック・オプションとして新株予約権を用いるものです。取締役が株価を通じたメリットやリスクを株主の皆さまと共有することで業績向上と株価上昇への意欲を高める目的と、競合企業と営業利益の成長率を競う業績条件を導入することで競

争意識を強化することを目的としており、本株主総会において第3号議案「取締役6名選任の件」が承認決議された場合の当社の社外取締役3名を除く取締役3名に対してストック・オプション（以下、「本件ストック・オプション」といいます）を付与するものです。具体的には、以下の条件にもとづき当社の取締役に対して本件ストック・オプションとして割当てる下記の内容の新株予約権に係る報酬等の枠（割当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数（600個以内）を乗じた額に相当する額）を、6千2百万円を上限として設ける旨を、第6号議案「取締役に対する長期インセンティブ型報酬の決定の件」として本株主総会に上程します。

本件ストック・オプションの業績条件

本件ストック・オプションでは、ストック・オプションとしての新株予約権の割当ての時と、割当てた新株予約権の権利行使期間の開始時の二つのタイミングで業績条件を課すこととしました。

まず、株主総会において割当て上限個数の承認を得た後、実際に新株予約権を割当てる際に、直前事業年度に係る年次賞与の評価指標を用いて基準値の0%~130%の範囲で付与個数の増減を行います。

さらに、当該新株予約権の行使期間が開始する際に、その直前事業年度までの連結業績等の実績に応じて、割当てられた新株予約権の30%~100%の範囲で権利行使可能な個数が確定する仕組みとしました。これにより、従来の当社のストック・オプションと比べ、中長期的な業績向上と戦略目標達成へのインセンティブを強化しました。

新株予約権の割当て時：

- ・ 全社業績（連結売上高、連結営業利益および連結当期純利益）、担当事業業績評価および個人考課のうち、各役員の年次賞与の算定に用いる項目と同じ項目を使用
- ・ 評価部会の審議を経て割当て個数を決定

新株予約権の行使期間開始時：

- ・ 新株予約権の割当て日が属する事業年度の前事業年度と翌事業年度の営業利益を比較し、営業利益の成長率を算出
- ・ 花王株式会社（日本）、ロレアル S. A.（フランス）、エスティローダーカンパニーズ Inc.（アメリカ）等、国内外の化粧品の上位企業を比較対象企業としてあらかじめ、当社と同じ事業年度について各社の営業利益の成長率を算出
- ・ 当社と比較対象企業の営業利益の成長率の比較結果に基づき、各役員に割当てられた新株予約権のうち権利行使可能な個数を決定

新株予約権の割当てに際しては、新株予約権の公正価額を当該新株予約権の払込金額とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役を支給することとしたうえで、当社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって対当額で相殺する方法により行う予定です。

なお、社外取締役の報酬等は固定報酬のみの制度としておりますので、社外取締役に対しては、本件ストック・オプションは付与しません。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

本株主総会における第3号議案「取締役6名選任の件」の承認可決を条件として、当社の社外取締役3名を除く取締役3名に付与する予定です。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式60,000株を上限とします。

なお、新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、当社普通株式100株とし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みません。）または株式の併合を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができるものとします。この場合は、新株予約権の目的である株式の数も、同様の調整が行われます。

(3) 新株予約権の総数

600個を上限とします。

(4) 新株予約権の発行価額（払込金額）

新株予約権1個あたりの発行価額（払込金額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役を支給することとしたうえで、当社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株あたりの価額は1円として、これに対象株式数を乗じた金額とします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

2018年9月1日から2031年2月28日までとします。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。
- ② その他、業績連動条件等の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めます。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要します。

(9) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(8)の詳細および(1)ないし(8)に記載のない事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定めます。

以上

〔ご参考〕取締役を兼務しない執行役員に対するストック・オプション

当社の役員報酬制度は、取締役および取締役を兼務しない執行役員を対象としており、当該執行役員に対しても取締役と同様に「長期インセンティブとしてのストック・オプション」を付与します。

当該執行役員に対するストック・オプションについては、本件取締役に対するストック・オプションとは別に取締役会にて決議する予定であり、その新株予約権の発行規模は以下のとおりです。

- 取締役を兼務しない執行役員 17 名に対してストック・オプションとして割当てる新株予約権に係る報酬等の枠（割当てる新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数（1,500 個以内）を乗じた額に相当する額）を、1 億 8 千 3 百万円を上限とする。

本件取締役に対するストック・オプションおよび取締役を兼務しない執行役員に対するストック・オプションとして割当てる新株予約権が発行済株式の総数に与える影響は、以下の通り。

		2015 年 3 月 31 日時点の 自己株式を控除した、発行 済株式の総数に対する割合
取締役に対してストック・オプションとして割当てる新株予約権の目的である株式の総数（上限）	60,000 株	0.01%
取締役を兼務しない執行役員に対してストック・オプションとして割当てる新株予約権の目的である株式の総数（上限）	150,000 株	0.03%
2015 年 3 月 31 日現在において発行されている新株予約権の目的である株式の総数	1,061,000 株	0.26%
合 計	1,271,000 株	0.31%